平成２６年（フ）第１３号
北海道樺戸郡浦臼町字キナウスナイ186番地の312
債務者　佐々木純子（旧姓河本）
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第２２号
北海道登別市緑町２丁目８番地
債務者　宇都宮ヨネ
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第９８号
岩手県紫波郡矢巾町大字高田第11地割64番地４
債務者　佐々木直美
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１００号
盛岡市梨木町５番41号　津軽荘102号
債務者　澤田喜代利
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１１８号
神奈川県小田原市浜町４丁目１番４―1401号
債務者　伊藤　みや
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３４号
新潟県新発田市上館25番地14
債務者　斉藤　幸子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第６２号
和歌山県橋本市神野々883番地の８
債務者　ケンロクこと　勝根　大介
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第６３号
大阪市阿倍野区昭和町４―１―９　シャルム山坂102、住民票上の住所和歌山県橋本市神野々517番地の４
債務者　勝根裕一郎
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第７２号
和歌山県紀の川市古和田373番地
債務者　岩田　充司
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第７７号
和歌山市井ノ口562番地　第１千旦団地３棟１Ｆ65号室
債務者　坂東美智子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第８３号
和歌山市園部596番地の80　１棟301号
債務者　和田　直樹
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第８４号
和歌山市岩橋803番地の１
債務者　森本恵美子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第８８号
和歌山市湊1823番地の３　湊コーポ
債務者　清水千賀子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第４４号
香川県さぬき市長尾西656番地１
債務者　木村　沙織（旧姓柄井）
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３５９号
愛知県北名古屋市徳重本郷19番地　カームｆ本郷210号
債務者　鎌田　敬暁
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４０４号
名古屋市西区城西５丁目20番21号
債務者　笠木　優子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４２４号
名古屋市南区柵下町１丁目19番地　クリアコート103号、従前の住所名古屋市緑区大高町字西丸根28番地の２　シルクガーデン101号
債務者　小杉　　力
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３１号
北海道苫小牧市豊川町２丁目７番24号　３Ｕハウス201号
債務者　冨澤　義雄
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部